

災害時における L P ガス供給に関する協定書

八重瀬町

一般社団法人沖縄県高圧ガス保安協会 L P ガス部会

災害時におけるLPガスの供給に関する協定書

八重瀬町（以下「甲」という。）と一般社団法人沖縄県高圧ガス保安協会LPガス部会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、その他の原因による大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、LPガスの円滑な供給を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力し、被災した町民等に対して行うLPガスの供給に関する協力事項を定めることにより、迅速かつ的確な支援活動を遂行して町民生活の安定に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、「LPガス供給」とは、災害時における公共施設などの避難場所、病院等に、LPガスを供給するために必要な器具類及び配管並びに容器等（以下「LPガス設備等」という。）を運搬、配置及び点検をしてLPガスを供給することをいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時において避難場所等へのLPガス供給を必要と認めるときは、乙に対し、LPガス供給について協力を要請することができる。

2 前項に規定する要請は、原則として文書（別紙1）によるものとする。ただし、緊急を要するときは、FAXで要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

3 要請の経路は、（別表1）のとおりとする。

（協力事項の発動）

第4条 この協定に定める協力事項は、原則として甲が八重瀬町災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

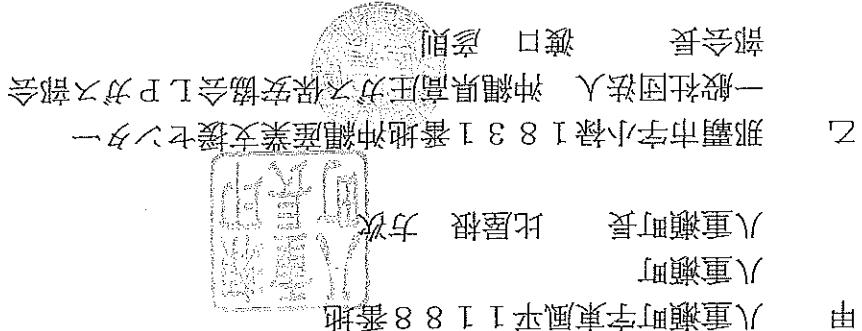
（協力実施及び協力体制の整備）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、速やかに適切なLPガス供給ができるよう積極的に協力するものとする。

2 甲はLPガスを必要とする施設の中で、病院など災害時にLPガス供給の緊急性が高い施設の所在を明確にし、供給の優先順位をあらかじめ定めておくものとする。

3 甲は災害時における道路遮断などの交通状況等も考慮し、日頃から避難所等におけるLPガス等の燃料の備蓄に配慮するものとする。

乙



平成28年10月24日

通文牒有事。

上記既定議題の記述乙、本議定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1

既定を終了する旨の申出がなされ、議題を了すことを了す。

第10条 乙の既定は、既定議題の目的を効力喪失し、甲乙の手に於く、乙の
(有效期間)

乙達、乙の都度、甲、乙議論の了決を定めたものとす。

第9条 乙の既定は定めたる事項及び乙の既定の実施に伴い、乙議論が生じた
(既定事項)

乙達乙甲、乙議論の了決を定めたものとす。

2 前項の既定は乙の甲が負担すべき費用の権利、平常時の大柄格を基
乙 (別表2) の如きとする。

第8条 第6条の既定は乙のLPが乙供給に要する費用の負担区分、原則乙
(費用等の負担)

合計、甲が損害するもの賠償責任代りに乙議論を行ふものとす。

2 甲が要請を行ふに於ける既定の賠償責任代りに乙議論の賠償及乙原
賃料及び原價を支拂ふ。

第7条 乙達、乙が損害するものと、甲が損害する既定の賠償責任代りに乙
(賠償の確認等)

求める乙がこれを了すものとす。

6条 LPが乙等賃貸の運搬、設置及乙原價、乙の損害するものと行うもの
のとす。また、乙が必要とする用具料乙の賃料及乙原價のLPが乙等賃貸の
(LPが乙等賃貸の運搬、設置及乙原價)